

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	弁理士が取り扱う事件に関する業務制限の見直し	府省名	経済産業省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	弁理士法		
規制の区分	<input type="checkbox"/> 新設等 <input checked="" type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
費用の分析		
② その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	※
③ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	※
【課題の説明】		

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《その他の社会的費用等に係る補足説明》

○ 当省の照会

その他の社会的費用について、「特になし」と記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、本件規制の緩和によって、情報遮断措置を実施しない特許業務法人がある場合、その情報にアクセスできたにもかかわらず、自ら関与していない事件として業務を行う弁理士の利益相反行為が生じるリスクが想定される。

○ 経済産業省の説明

弁理士が、情報遮断措置を実施しない特許業務法人において、一方当事者の重要な情報にアクセスし、他の特許業務法人等に異動した後に自ら関与していない事件として他方当事者の代理業務を行う等の利益相反行為が生じるおそれがある。しかしながら、本件規制の緩和は、こうした場合まで対象とするものではなく、あくまで弁理士が自ら関与していない事件について、実質的な利益相反が生じるおそれがないことから、業務の制限を緩和するものである。

自ら関与したものであるか否かを明確にするため、執務スペースの分離や電子ファイルへのアクセス制限の実施を始めとする特許業務法人内における情報遮断措置をより一層徹底することが必要であるが、こうしたコストについては、特許業務法人に係る遵守費用として記載している。

情報遮断措置を実施しない特許業務法人から異動した弁理士が、その情報にアクセスできたにもかかわらず、自ら関与していない事件として業務を行う事例が利益相反行為に該当するか否かについては、あくまでも実際の関与の有無によるが、当該弁理士が、当該特許業務法人の受任している事件の相手方を代理する等した時点で、当該特許業務法人から利益相反行為である旨が指摘され、当該代理業務が継続できなくなるため、実質的な規制がかかっているものと考えられる。このため、本件規制の緩和により、当該利益相反行為が生じるリスクはあくまでも限定的なものである。

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、「依頼者に不利益が生じるという費用は発生しない」と記載しているが、規制の費用として挙げられている「特許業務法人内の情報管理や体制整備」に係る費用に言及していない。また、その他の社会的費用として、情報遮断措置を実施しない特許業務法人がある場合、その情報にアクセスできたにもかかわらず、自ら関与していない事件として業務を行う弁理士の利益相反行為が生じるリスクが想定される。このため、この点を踏まえて本件規制の緩和によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

○ 経済産業省の説明

本件規制の緩和は、依頼者にとっては弁理士の選択肢が増えるといった便益、弁理士及び特許業務法人にとっては弁理士が業務を行うことのできる事件の範囲が広がるといった便益、その他の社会的な影響としては、弁理士が業務を行うことのできる事件の範囲が広がるため、知的財産権に関する手続の円滑な実施により、権利の適正な保護に資するといった便益をもたらすものである。

本件規制の緩和に当たっては「特許業務法人内の情報管理や体制整備」を特許業務法人に係る遵守費用として記載しているが、特許業務法人では、依頼者の信頼に応えるため、法人内の情報管理を行っており、本件記載の緩和における追加的な費用はあくまで限定的なものである。また、情報遮断措置を実施しない特許業務法人から異動した弁理士が、その情報にアクセスできたにもかかわらず、自ら関与していない事件として業務を行う利益相反行為が生じるリスクもあくまで限定的なものである。

このため、上記の便益に鑑みれば、その費用は正当化できるものである。